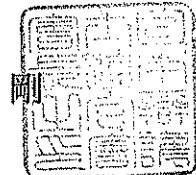


日弁連総第22号
2005年7月21日

金融庁長官 五味廣文 殿

日本弁護士連合会
会長 梶谷



貸金業規制法「改正」に関する意見書について(要望)

平素より、当連合会の諸活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当連合会は、このたび、標記意見書を別紙のとおり取りまとめました。つきましては、本意見書の趣旨をお汲み取りの上、実現に向けご検討戴きたくお願い申し上げます。

貸金業規制法「改正」に関する意見書

2005年7月14日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

貸金業規制法の規定による契約書面及び受取証書の交付を電子的手段によつて代替させる同法の「改正」に強く反対する。

意見の理由

- 1 2000年（平成12年）に成立した「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」（IT書面一括法）は、対象とする50の法律について、各法律の規定による書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により提供することを認める旨の法改正を行つた。しかし、貸金業規制法については、先物取引に関する商品取引所法などとともに、「契約をめぐるトラブルが現に多発している」との理由で、同法による改正の対象からは除外された。
- 2 当連合会も、①1999年（平成11年）3月5日「電子商取引における消費者保護に関する提言」、②2000年（平成12年）9月14日「訪問販売法・割賦販売法の改正に関する意見書」、③2003年（平成15年）3月12日「貸金業に係る規制に関する調査事項に対する回答」において、電子的方法による書面交付の代替を安易に認めるべきではなく、特に貸金業規制法に規定する書面交付を電子的方法によって代替させることには反対である旨を、繰り返し、明確に述べてきた。
- 3 ところが最近になって、貸金業界は、貸金業規制法及び出資法の2003年改正法（ヤミ金融対策法）において施行後3年を目途として行うものとされている「貸金業制度の見直し」に関連して、IT社会の即時性・利便性や消費者ニーズの対応などを理由に挙げて、貸金業規制法17条が規定する契約書面及び同法18条が規定する受取証書の交付を電子的手段によって代替することを認めるよう法改正を行うべきである、との主張を改めて強力に展開しようとしている。
- 4 しかし、貸金業規制法17条が規定する契約書面は、契約内容を明確化するとともに、利息約定、遅延損害金約定など、消費者の負担する債務内容の重大性を警告的に告知する書面である。また、同法18条が規定する受取証書は、元金、利息、損害金の充当内訳を消費者側に明確に告知する書面である。これらの書面を受け取る機会を法律上確保することが、消費者にとっての取引の利便性を特に阻害することは考え難い。むしろ、ATMを通じてのリボルビング取引による反復・継続的な「カードキャッシング」の利用が浸透し、コンビニエンスストアにまで提携ATMが設置されて深夜・休日を問わずキャッシング取引が頻繁に行われるようになった現状において、契約書面や受取証書に記載すべき事項をホームページに掲載するとか、それら情報を電子メールで消費者に送信するという仕組みでは、消費者にとって計画的な

利用のための最低限の歯止めさえ失うことが懸念される。法律によって指定された書面によってそのつどの利用状況を消費者の目の前に示して借入金やその条件についてその都度注意を喚起することは、消費者にとって、安全な利用のための重要な役割を担っている。

- 5 また、同法43条1項に規定する「みなし弁済」は、これらの書面を交付したことを適用要件としている。貸金業者が「みなし弁済」規定による利息制限法超過利息の保持に固執するあまり、取引履歴の不開示や改ざんなどの不正な方法によって、正当な債務額の確定のために必要な協力を拒んだり、過払金返還債務の履行を回避しようとするといったトラブルが多発している。このような、「契約をめぐるトラブルが多発している」状況は、IT書面一括法が成立した2000年当時も、現在も、何ら変わりがない。しかも、電子データは書面上の記載に比べて安定性がなく、内容の削除や改ざんなどが確実に防止されるという保障もない。
- 6 加えて、近時、個人信用情報の大量流出や、ヤミ金融・架空請求・融資保証金詐欺など悪質業者による個人信用情報の不正利用などのトラブルが多発しているこのような実情は、2000年以降に特に顕著となった新たなトラブルの発生であり、このような状況を考慮するならば、契約書面や受取証書の電子化が新たなトラブルを招くことが十分懸念されると言わざるを得ない。
- 7 以上の理由により、貸金業規制法17条が規定する契約書面及び同法18条が規定する受取証書の交付を電子的手段によって代替させるような法改正を行うことには、強く反対である。